

山形県幼児教育センター設置要綱

(目的)

第1条 本県における幼児期及び幼保小接続期の教育の一層の充実を図るため、山形県幼児教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(設置)

第2条 センターは、山形県教育局義務教育課内に置く。

(組織)

第3条 センターは、センター長、副センター長及び担当職員をもって構成する。

2 センター長は、山形県教育局義務教育課長を充てる。

3 副センター長は、山形県しあわせ子育て応援部こども子育て政策課長を充てる。

4 担当職員は、義務教育課職員、こども子育て政策課職員を充てる。

(業務)

第4条 センターは、以下の業務を所掌する。

(1) 幼児教育アドバイザー及び架け橋期のコーディネーターの育成・派遣に関すること。

(2) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続による学びの連続性の確保に関すること。

(3) 幼児教育に関する情報の収集・普及に関すること。

(4) 幼児教育施設及び小学校等の教職員等の幼児教育に係る研修会等の支援に関すること。

(5) その他幼児教育の充実に関し必要な事項。

(事務)

第5条 センターの事務は、義務教育課及びこども子育て政策課が担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項等については、別に定める。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。